

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高圧ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号
不利益処分の種類	緊急時の施設の使用停止、ガス製造禁止等	根拠条項	第39条
処分基準	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるとき		
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 危機管理防災課	交付機関 危機管理防災課
			目次NO 30～